金沢市制度融資に係る金融機関利子補給補助金交付要綱

（平成14年４月１日決裁）

改正　平成22年３月24日決裁

（趣旨）

第１条　この要綱は、制度融資に係る利子補給補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 制度融資　本市の条例、規則、告示、要綱等の規定に基づき金融機関が行う融資をいう。

(2) 利子補給補助金　制度融資における金融機関の貸付けの原資の調達に要する費用に対する補助金をいう。

(3) 現年度分融資　制度融資のうち、利子補給補助金の交付の対象となる当該年中において行われた融資をいう。

(4) 過年度分融資　制度融資のうち、利子補給補助金の交付の対象となる当該年の前年までに行われた融資をいう。

(5) 利子補給対象期間日数　次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める日数をいう。

ア　現年度分融資に係るもの　その融資月の翌月の初日から当該年の12月31日までの日数。ただし、中小企業者季節資金については、その融資月の翌月の初日から５月を経過する日（この日が翌年の１月１日以後の日に当たるときは、当該年の12月31日）までの日数とする。

イ　過年度分融資に係るもの　当該年の１月１日から12月31日までの日数。ただし、中小企業者季節資金については、その融資月が当該年の前年の８月のものにあっては当該年の１月１日から同月31日まで、11月のものにあっては当該年の１月１日から４月30日まで、12月のものにあっては当該年の１月１日から５月31日までの日数とする。

(6) 期間率　利子補給対象期間日数を365で除して得た率をいう。

（利子補給補助金の交付）

第３条　利子補給補助金は、制度融資に係る貸付けを行う金融機関に対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

（利子補給補助金の交付の対象となる制度融資）

第４条　利子補給補助金の交付の対象となる制度融資は、別表に定めるところによる。

（利子補給補助金の額）

第５条　現年度分融資に係る利子補給補助金の額は、融資額を別表に定める制度融資ごとの協調倍率（以下「協調倍率」という。）で除して得た額に市長が別に定める利子補給率及び当該現年度分融資に係る期間率を乗じて得た額以内の額とする。

２　過年度分融資に係る利子補給補助金の額は、融資の償還に係る各年の12月31日における融資残高と各年の前年の12月31日における融資残高との平均額（中小企業者季節資金に係るものにあっては、融資額）を協調倍率で除して得た額に市長が別に定める利子補給率及び当該過年度分融資に係る期

間率を乗じて得た額以内の額とする。

（利子補給補助金の交付申請）

第６条　制度融資に係る貸付けを行った金融機関は、当該貸付けに係る利子補給補助金の交付について、毎年１月31日までに、利子補給補助金交付申請書（様式第１号）に、補助金交付申請内訳書（様式第２号）を添えて市長に申請しなければならない。

（利子補給補助金の交付の決定及び額の確定）

第７条　市長は、利子補給補助金の交付の決定及び額の確定をしたときは、速やかに制度融資に係る利子補給補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第３号）により、その旨を当該利子補給補助金の交付の申請をした金融機関に通知するものとする。

（雑則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　平成14年度における利子補給補助金の交付に係る第２条第３号及び第４号の規定の適用については、同条第３号中「利子補給補助金の交付の対象となる当該年中」とあるのは「平成14年４月１日から同年12月31日までの間」と、同条第４号中「利子補給補助金の交付の対象となる当該年の前年まで」とあるのは「平成13年まで及び平成14年１月１日から同年３月31日まで」とする。

２　平成14年度における利子補給補助金の額の算定に係る利子補給対象期間日数は、第２条第５号の規定にかかわらず、平成14年１月１日から同年３月31日までの日数を含まない日数とする。

３　平成14年度における過年度分融資に係る利子補給補助金の額は、第５条第２項の規定にかかわらず、平成14年３月31日における融資残高と同年12月31日における融資残高との平均額を協調倍率で除して得た額以内の額とする。

別表（第４条、第５条関係）

制　　度　　名	協調倍率
店舗流通施設近代化資金	4.00
旅館ホテル施設整備資金	4.00
工場機械設備近代化資金　（平成５年３月以前融資実行分）	3.50
工場機械設備近代化資金　（平成５年４月以後融資実行分）	4.00
共同施設資金	4.00
産業振興資金（一般分及び特別分）	4.00
産業振興資金（公害防除資金）	3.00
企業立地促進資金　（平成５年３月以前融資実行分）	2.50
企業立地促進資金　（平成５年４月以後融資実行分）	3.00
新事業展開等促進事業資金	3.00
中心市街地活性化事業資金	3.00
ものづくり推進資金	2.00
地球温暖化対策資金	2.00
伝統産業工房等整備資金	3.00
中小企業振興特別資金	3.50
緊急経営安定特別資金（平成 21 年 10 月以前融資実行分）	3.50
緊急経営安定特別資金（平成 21 年 11 月以後融資実行分）	4.57
中小企業創業者支援資金	2.00
中小企業者季節資金　（平成 21 年５月以前融資実行分）	10.56
中小企業者季節資金　（平成 21 年６月以後融資実行分）	9.67
中小企業者災害対策資金	0.50
消防用設備等設置資金	3.00
高齢者等生活自立住まいづくり資金	1.00
がけ地防災工事資金	3.00
勤労者住宅建設資金　（昭和 61 年４月～昭和 62 年３月融資申込分）	3.00
勤労者住宅建設資金　（昭和 62 年４月～平成２年３月融資申込分）	4.00
勤労者住宅建設資金　（平成２年４月～平成２年７月融資申込分）	3.50
勤労者住宅建設資金　（平成２年８月～平成４年９月融資申込分）	5.50
勤労者住宅建設資金　（平成４年 10 月～平成５年３月融資申込分）	4.00
勤労者住宅建設資金　（平成５年５月～平成５年 11 月融資申込分）	3.50
勤労者住宅建設資金　（平成６年１月融資申込分）	3.00
勤労者住宅建設資金　（平成６年５月～平成６年６月融資申込分）	3.50

金沢市中小企業緊急特別利子補給補助金交付要綱

（平成20年11月17日決裁）

最終改正　平成29年３月24日決裁

（趣旨）

第１条　この要綱は、中小企業者の資金繰りの一層の支援を図るため、金沢市制度融資に係る金融機関利子補給補助金交付要綱（平成14年４月１日決裁）に定める利子補給補助金に加えて交付する中小企業緊急特別利子補給補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 制度融資　本市の条例、規則、告示、要綱等の規定に基づき金融機関が行う融資をいう。

(2) 現年度分融資　制度融資のうち、補助金の交付の対象となる当該年中において行われた融資をいう。

(3) 過年度分融資　制度融資のうち、補助金の交付の対象となる当該年の前年までに行われた融資をいう。

(4) 対象日数　次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める日数をいう。

ア　現年度分融資に係るもの　その融資月の翌月の初日から当該年の12月31日までの日数

イ　過年度分融資に係るもの　当該年の１月１日から12月31日までの日数

(5) 期間率　対象日数を365で除して得た率をいう。

（補助金の交付）

第３条　補助金は、制度融資に係る貸付けを行う金融機関に対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

（補助金の交付の対象となる制度融資）

第４条　補助金の交付の対象となる制度融資は、別表に定めるところによる。

（補助金の額）

第５条　現年度分融資に係る補助金の額は、融資額に、別表に定める制度融資ごとの利子

補給率（以下「利子補給率」という。）及び当該現年度分融資に係る期間率を乗じて得た額以内の額とする。

２　過年度分融資に係る補助金の額は、融資の償還に係る各年の12月31日における融資残高と各年の前年の12月31日における融資残高との平均額に、利子補給率及び当該過年度分融資に係る期間率を乗じて得た額以内の額とする。

（補助金の交付申請）

第６条　金融機関は、当該貸付けに係る補助金の交付について、毎年１月31日までに、補助金交付申請書（様式第１号）に、補助金交付申請内訳書（様式第２号）を添えて市長に申請しなければならない。

（雑則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成20年12月１日から施行する。

２　この要綱は、平成30年３月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた融資については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

３　金沢市中小企業者原油・原材料価格高騰対策利子補給金交付要綱（平成19年12月20日決裁。以下「利子補給金交付要綱」という。）は、廃止する。

４　この要綱の施行の際現に廃止前の利子補給金交付要綱により補助金の交付の決定を受けている者については、なお、従前の例による。

別表（第４条、第５条関係）

制度名	利子補給率
中小企業振興特別資金（原油・原材料価格高騰対策分）	0.3%
中小企業振興特別資金（景気対策分）	0.3%
中小企業振興特別資金（東日本大震災復興対策分）	0.3%
中小企業振興特別資金（金融円滑化対策分）	0.6%
緊急経営安定特別資金	0.8%

様式第１号（第６条関係）

年　　月　　日

（あて先）金沢市長

申請者　住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者名　　㊞

金沢市中小企業緊急特別利子補給補助金交付申請書

金沢市補助金交付事務取扱規則第３条の規定により、次のとおり申請します。

１　補助年度　　年度

２　補助事業名　　金沢市中小企業緊急特別利子補給補助金

３　補助申請額

４　補助事業の目的
　及び効果

５　利子補給対象期間　　年　　月　　日～　　年　　月　　日

勤労者住宅建設資金　（平成６年７月～平成６年８月融資申込分）	3.00
勤労者住宅建設資金　（平成６年９月～平成７年３月融資申込分）	4.00
勤労者住宅建設資金　（平成７年５月～平成７年９月融資申込分）	3.20
勤労者住宅建設資金　（平成７年10月～平成８年４月融資申込分）	2.70
勤労者住宅建設資金　（平成８年５月～平成８年６月融資申込分）	2.90
勤労者住宅建設資金　（平成８年12月～平成９年３月融資申込分）	3.00
勤労者住宅建設資金　（平成９年６月～平成12年５月融資申込分）	5.10
勤労者住宅建設資金　（平成12年６月～平成14年７月融資申込分）	6.00
勤労者住宅建設資金　（平成14年８月以後融資申込分）	5.00
勤労者小口資金	2.00
勤労者育児・介護休業資金	2.00
都市計画事業に伴う住宅建設資金	4.00
金沢市土地区画整理事業付換地購入資金	4.00
金沢市土地区画整理事業建築物等建設資金	4.00
駅西土地区画整理事業徴収清算金特別融資資金	1.00
景観保全資金	4.00
こまちなみ保存資金	4.00
災害対策資金	0.50